

国公立高等学校等奨学のための給付金の 申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和7年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の**令和7年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税(0円)の世帯** 又は **下記区分に該当する世帯**であること。
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有していること**。(※1)
- ③ 生徒が高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学しており、原則、令和7年7月1日現在において休学していないこと。(大阪府外の国公立高等学校等も対象です。)
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。

⑥ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

⑦ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

⑧ 支給の回数は、毎年度1回、通算2回(ただし高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とします。

「保護者等」の考え方について

・保護者等とは、生徒の就学に要する経費を負担すべきものは「生計維持者」のことで、生計維持者がいない場合は「生徒本人」です。

給付金額

区分	対象生徒の区分		給付金額(年額)
			専攻科
1	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒		50,500円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額	ア 105,500円未満である世帯に扶養されている生徒	10,100円
		イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯に扶養されている生徒	

申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

●奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の3)

●保護者等全員の課税証明書等

※次の①～③のいずれかの書類です。(令和7年度のものが必要です。)

- ①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)
- ②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)
- ③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

●給付金振込先口座の通帳等の写し

※金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の判別できる部分の写しを提出してください。

●在学証明書

※国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず直接申請を行う場合、**生徒本人の在学証明書(令和7年7月1日現在の在学を確認できるもの)**が必要です(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

事前に
確認を！

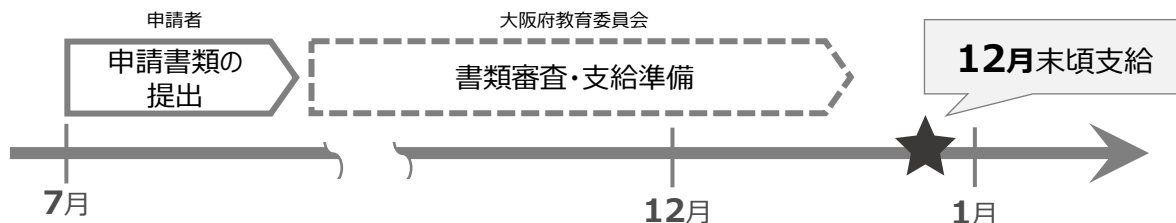
**保護者等全員、
税の申告が必要です！**

**事業を営まれている方、
収入が0円である場合も申告が必要です。**
申告がお済みでない場合は、課税証明書を
発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で
父の扶養に入っているけど、
それでも申告は必要？

必要です！

申請から支給までの流れ



- 申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通いの学校事務室を通じて又は下記の送付先に直接郵送してください。
- 審査結果や振込日は、12月中旬頃に送付する通知書でご確認いただけます。
支給は12月末頃を予定しています。
③ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。
- 生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、**給付金を充当**します。

お問合せ先

【制度の概要などに関すること】

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

【AIチャットボットで相談する】

高等学校等の学費支援

<https://www.pref.osaka.lg.jp/f-iko/kocho/chatbot01.html>

【電話で相談する】

府民お問い合わせセンター ピピっとライン:06-6910-8001

【住所】(直接申請する場合の送付先)

〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階
大阪府教育庁 施設財務課 歳入グループ

大阪府 公立高校 奨学のための給付金



対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、
高等学校等修学支援事業補助金(専攻科の生徒への修学支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

令和7年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が

105,500円未満
の世帯

区分2 ア

264,500円未満であり、
扶養する子が3人以上いる
世帯

区分2 イ

どちらにも
当てはまらない

対象外です。

ただし、収入が激減して家
計が急変し、急変後1年間
の収入が非課税又は区分2
相当に減少した世帯は、
給付金の支給対象となる
場合があります。

「国公立高等学校等奨学の
ための給付金
(家計急変世帯への支援)
受給申請手続きについて」
をご覧ください。

区分1

各区分の金額等については、P.1【給付金額】をご参照ください。